

変 更 届

業 務 の 種 別			
登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日		第	号
製造所（営 業所、店 舗、主たる 研究所）	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考	(電話)		

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

長野県知事
長野市長 殿

変 更 届

事 項	毒物劇物営業者……店舗の名称等を変更したとき 特定毒物研究者関係……氏名又は住所等を変更したとき
根拠法令	法第10条 施行令第36条の4 施行規則第10条の2、第10条の3、第11条
提出部数	毒物劇物輸入業者、製造業者、特定毒物研究者 2部提出（正1部 薬事管理課、副1部 保健所） 毒物劇物販売業者 長野市内：1部提出、長野市以外：2部提出
添付書類	<p>1 毒物劇物営業者関係</p> <p>(1) 登録を受けた法人の名称の変更……登記事項証明書等</p> <p>(2) 登録を受けた法人の主たる事務所の所在地の変更……登記事項証明書等</p> <p>(3) 毒物又は劇物の貯蔵設備等の変更</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 変更前の貯蔵設備等の図面</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 変更後の貯蔵設備等の図面</p> <p>(4) 店舗の名称の変更……添付書類なし</p> <p>(5) 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）</p> <p>2 特定毒物研究者関係</p> <p>(1) 氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>(2) 主たる研究所の名称又は所在地</p> <p>(3) 特定毒物を必要とする研究事項</p> <p>(4) 特定毒物の品目</p> <p>(5) 主たる研究所の設備の重要な部分</p>
注 意	製造（輸入）業の変更届（登録を受けたものの氏名、住所及び営業所名称）にあつては、法第12条にかかる法定表示変更に留意すること。 販売業で、販売する品目に変更（特定品目→一般など）の場合は、廃止、新規の手続きが必要 輸入業又は販売業において、現品取扱のない事業所が同一ビル内で移転（フロア内移動又は階移動）する場合については、変更届で手続きすることができる
その他	副申（様式第23号）……設備変更届の場合のみ必要 30日以内に届け出られなかった場合には遅延理由書